

令和8年度学校いじめ防止基本方針

古河市立上大野小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、いじめがすべての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないよう、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

(1) 児童に寄り添い、一緒に活動する教師

(2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師

(3) 常に児童の身になって考えようとする教師

(4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師

(5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師

(6) 児童が安心して過ごせる環境づくりを心がける教師

(7) 特に配慮が必要な児童についての知識と指導上の留意点を理解し、対応できる教師

- ・発達障害を含む障害のある児童がかかわるいじめ
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童がかかわるいじめ
- ・性同一性障害や性的指向・性自認にかかわる児童に対するいじめ
- ・地震災害等により避難してきた児童がかかわるいじめ

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

(ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「許さない」児童の育成に学校全体で取り組む。

(イ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。

- (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (エ) 人権集会等、児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童活動を支援する。
- (オ) いじめ防止に関する理解を深めるために、日頃から人権教育を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

② いじめの早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査 毎月1回
- ・教育相談、ミニ面談を含むいじめアンケート調査 年3回（7月、12月、3月）
- ・保護者対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査 年1回（1月）

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性等の特性と、その危険性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

学校いじめ対策委員会の設置

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、ブロック代表、養護教諭が中心となり、必要に応じて担任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーにより構成する。

その他、校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動内容>

- ・いじめ防止に関する体制整備及び組織に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること
- ・その他いじめ防止に係わること

(3) いじめ発生時の措置

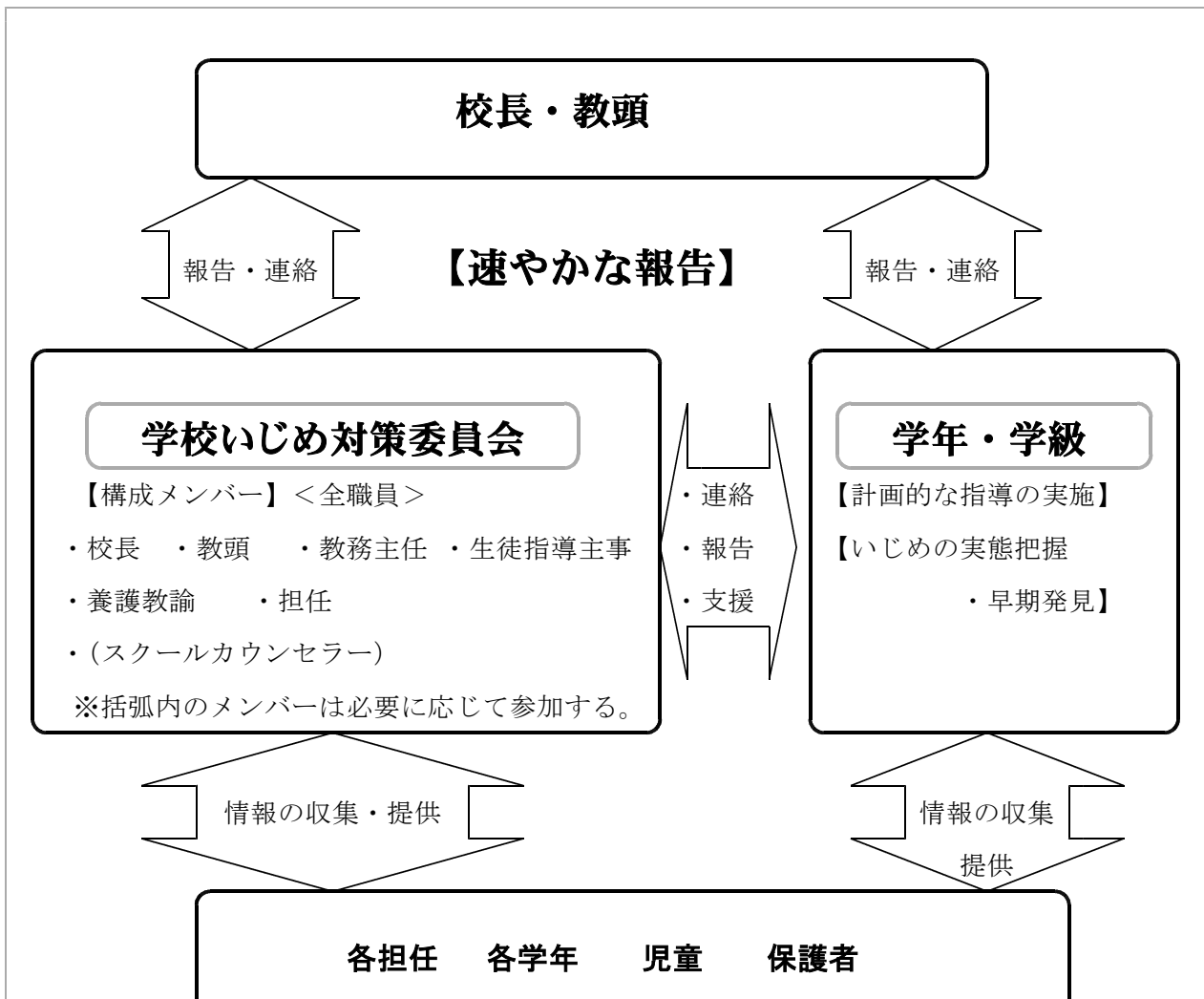
- ① いじめに係わる相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「学校いじめ対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の必要な措置を講じる。
- ⑤ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑥ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等の関係機関と連携し、適切に対処する。

(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を企図したり、神経性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

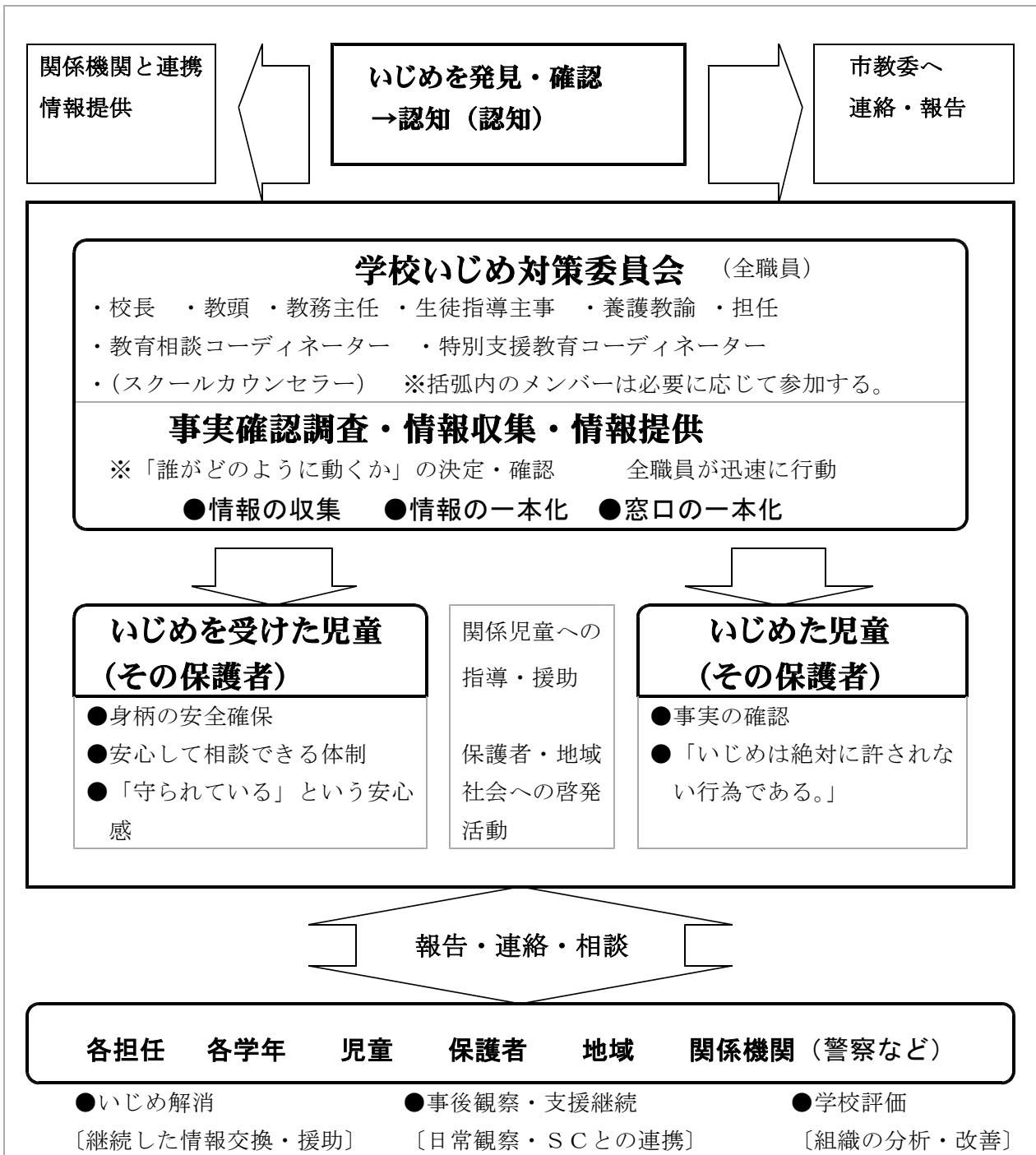
- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

「いじめ防止体制 組織図 I (平常時の取組)」

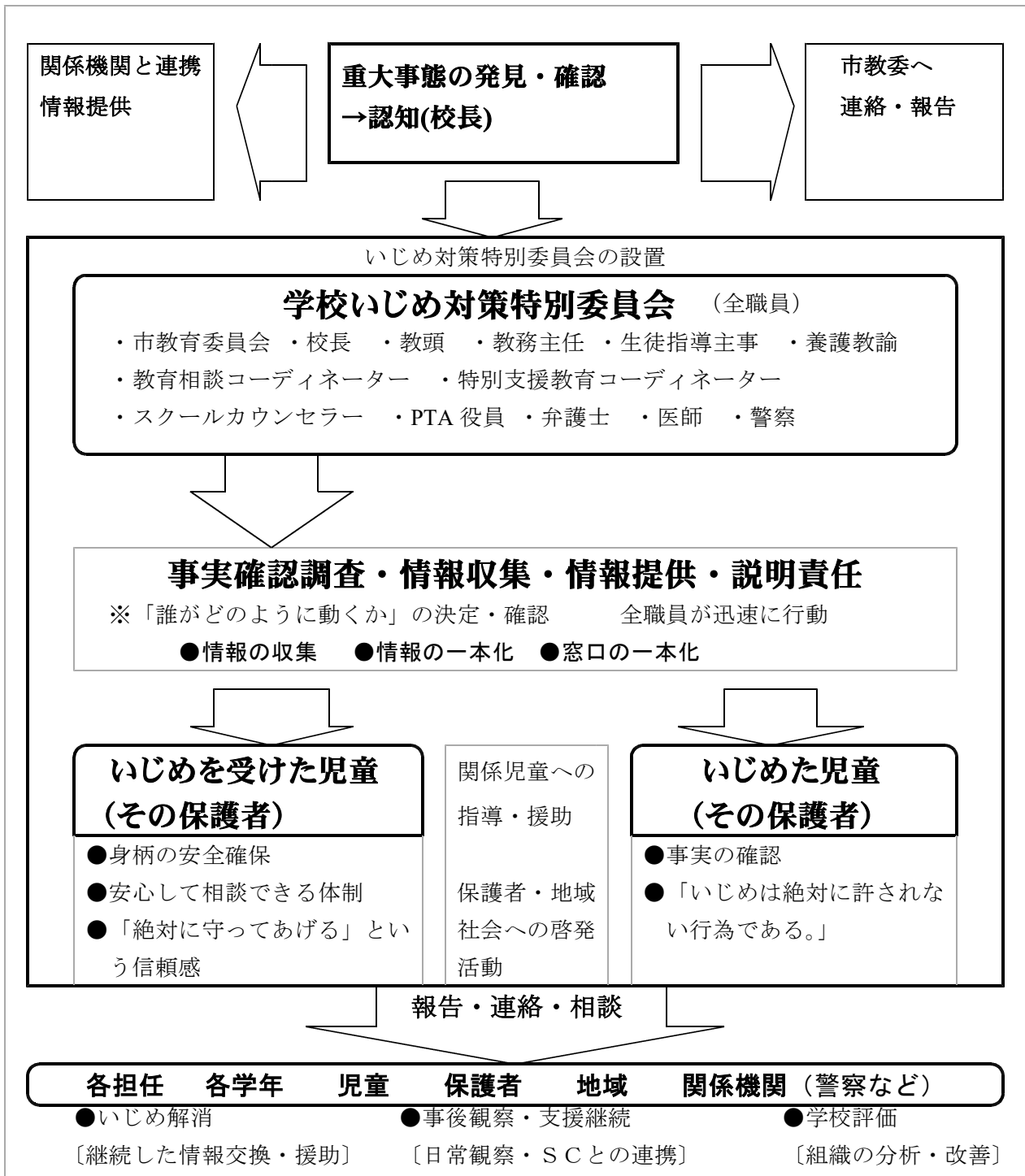


※ 「学校いじめ対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。
同協議会が保護者や関係機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

「いじめ防止体制 組織図Ⅱ（いじめ発生時の対応）」



「いじめ防止体制 組織図Ⅲ（重大事態発生時の対応）」



※ 重大事態が発生した時点で、いじめ対策特別委員会を立ち上げ、組織的に対応する。
同時に校内サポートチームを立ち上げ、一般児童のメンタルヘルス・ケア等を行い全校児童の不安を解消させる。

＜調査主体について＞

- 生命心身財産重大事態……………学校又は古河市教育委員会
- 不登校重大事態……………原則学校が主体
- 自殺が起きたときの基本調査…古河市教育委員会の指導・助言のもと学校が主体
- 自殺が起きたときの詳細調査…特別な事情がない限り古河市教育委員会が主体